

第 52 回農業資材審議会農薬分科会 議事要旨

1 開催日時及び場所

日時： 令和 8 年 7 月 22 日（水） 13:30 ～ 14:25

場所： 農林水産省消費・安全局第 1 会議室（対面・WEB 会議形式による併催）

2 出席委員（敬称略）

有江力、岩田浩幸、栗形麻樹子、郷野智砂子、五箇公一、櫻井裕之、夏目雅裕、平沢裕子、美谷島克宏、山本幸洋、秋森吉樹、天野昭子、井岡智子、木幡光範、増村健一、三浦秀樹、横井智之

3 会議の概要

（1）農薬登録及び再評価におけるデータ要求の考え方について

委員の改選を受けて、事務局より、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（資料 3）、「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」（資料 4）及び「天敵農薬の登録申請において提出すべき資料について」（資料 5）について説明した。

質疑応答なし。

（2）農薬取締法第 8 条第 1 項の農薬の再評価に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

農林水産大臣より諮問を受けたプロスルホカルブを有効成分として含む農薬の再評価に関し、「農薬の再評価に係る意見の聴取に関する資料」（資料 6）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

質疑応答なし。

（3）農薬取締法第 39 条第 1 項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について

農林水産大臣より諮問を受けた、アシノナピルを有効成分として含む農薬の変更の登録並びにオキサジアゾン、クレソキシムメチル、ジフルメトリム、シモキサニル、テフルベンズロン、フェントエート（別名 P A P）及びフルベンジアミドを有効成分として含む農薬の再評価に関し、事務局より、「農薬の変

更の登録に係る意見の聴取について」(資料7-1)、「農薬の再評価に係る意見の聴取について」(資料7-2)及び「農薬の登録等に係る農林水産大臣からの諮問について(報告)」(資料7-3)に基づき説明し、了承された。

質疑応答なし。

(4) 農薬取締法第4条第1項第11号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部改正について(報告)

事務局より、第50回農薬分科会(令和8年2月17日開催)における議論を踏まえ、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)の国内担保措置として、クロルピリホスを有効成分として含有する農薬を販売禁止として指定した「農薬取締法第4条第1項第11号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令」(令和8年農林水産省・環境省令第6号)(資料8)について報告した。

委員からの主な意見は以下のとおり。

(意見) 流通の立場から在庫の自主回収に協力しており、当該省令の施行についても周知徹底を図っている。現在、流通在庫はほぼ残存していないと考えている。

(5) 農薬取締法施行規則の一部改正について(報告)

事務局より、農薬の有効成分ごとの使用回数について、ほ場ごとでなくほ場内の散布した場所ごとにカウント可能であることを明確化する「農薬取締法施行規則の一部を改正する省令(案)」(資料9)について報告した。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) ドローン等によるスポット散布を念頭に置いたものとの説明であったが、使用場所を適切に管理・記録できるのであれば、畝ごとやハウス内の一部分ごとに使用回数をカウントすることも可能という理解でよいのか。

(回答) 御理解のとおり、適切に管理・記録できるのであればカウント可能。

(意見) ドローンによるスポット散布等の新たな技術が推進されることを期待する。一方で、ドリフトに起因する残留農薬基準値の超過事例もみられる。使用場所を適切に管理できれば使用場所ごとのカウントが可能であることに加えて、残留農薬基準値の遵守は当然求められることについて、生産現場に混乱が生じないよう丁寧に周知していただきたい。

(意見) 生産現場では農薬を散布した場所を記録に残しておく必要があるものと理解する。指導に当たっては十分留意していただきたい。

(質問) 今回の改正については、国家戦略特区制度に係る自治体からの提案があったことから従来の運用を明確化するとの説明であったが、従前の農薬取締法施行規則の条文では分かりにくかったことから、該当する文言を明確化したという理解でよいか。

(回答) 御理解のとおり、これまで問合せがあった場合に説明してきた使用回数のカウントの考え方を省令においても明確化したものである。

(6) その他

特になし。

(以上)